

広島県告示第六百四十四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第六十四条の規定によって、次のとおり指定自立支援医療機関の名称の変更の届出があった。

平成十九年六月十一日

広島県知事 藤田 雄山

一 病院又は診療所

新	名	所在地	自立支援医療の種類	標ぼうしている診療科名	指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師の氏名	年 月 日 更
	称					
医療法人社団クオレおたにクリニック	おたにクリニック	福山市西町一丁目七―二四	精神通院医療	精神科・神経科・心療内科	大谷邦彦	平成十九年五月一日

二 薬局又は指定訪問看護事業者等

新	名	所在地	自立支援医療の種類	変更年月日
	称			
今岡薬局医療センター前店	今岡薬局国立病院前店	福山市沖野上町四―二一―三三	精神通院医療	平成十九年五月一日
栄町薬局	栄町薬品(株)栄町薬局	呉市東中央二丁目二丁目六一―一五	精神通院医療	平成十九年三月一日
栄町薬局本店	栄町薬品(株)栄町薬局本店	呉市本通四丁目二―一二	精神通院医療	平成十九年三月一日